公立大学法人熊本県立大学
令和 2 年度（2020 年度）計画

令和 2 年（2020 年）10 月変更
公立大学法人熊本県立大学

目　　次

１．年度計画の概要　・・・・・・・・・・　P1

２．中期計画の期間、重点的に取り組む事項　・・・・・・・・・・　P4

３．年度計画

（Ⅰ）　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組　・・・・・・・・・・　P6

（Ⅱ）　業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組　・・・・・・・・・・　P16

（Ⅲ）　財務内容の改善に関する目標を達成するための取組　・・・・・・・・・・　P18

（Ⅳ）　自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組　・・・・・・・・・・　P20

（Ⅴ）　その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組　・・・・・・・・・・　P21

（Ⅵ）　予算、収支計画及び賃金計画　・・・・・・・・・・　P23

公立大学法人 熊本県立大学 令和２年度（2020 年度）計画の概要

第３期中期計画（計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和５年度（2023 年度））の３年目にあたる令和２年度（2020 年度）の年度計画を、地方独立行政法人法第 27 条に基づき策定するもの。第３期中期計画が定める「教育の質の向上」、「熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進」、「グローバル化の推進」という重点目標の達成に向け、教育、研究、地域貢献、国際交流、業務運営の大学運営全般にわたり、50 項目の計画で構成している。

主な計画は次のとおりである。

１　国際的な視野と認識を高める教育研究の推進

もやいすとグローバル育成プログラムや新たに大学院において国際協力・貢献活動を組み込んだ教育（博士前期課程）を行うための入学者選抜試験を実施するとともに、本学学生の英語能力向上の方策を検討・実施し、海外派遣等や留学生の受入れの促進を図る。

主な計画

【教育】

- 令和２年度（2020 年度）以降の入学生を対象とした「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施する。<計画番号(5)**のア**>
- 熊本のグローバル化に貢献できる高度グローバル人材の育成に取り組むため、国際協力・貢献活動を組み込んだ大学院教育（博士前期課程）を行うための入学者選抜試験（令和３年（2021 年）４月入学者対象）を実施する。<計画番号(5)のイ>
- 学生の英語能力向上のための取組み
  - ・英語能力向上の方策について、リーディング能力の向上を目指すという平成 31 年度（2019 年度）の検討結果を全学共通の英語教育へ反映させるよう図る。<計画番号(6)①のイ>
  - ・国際教育交流センター内に日常的に英語に触れる場である「Global Lounge」を開設し、国際教育交流コーディネーターによる英会話レッスンやチュータリング(※)等様々な取組みを行う。<計画番号(7)のア>

    ※学生への学習助言・指導のこと。例：英会話の練習、論文や学会発表の原稿等の英作文のアドバイス、語学学習アドバイス等

【国際交流】

- 国際交流を計画的に進めるため「国際戦略」を策定する。<計画番号(31)のア>
- 地域に貢献できるグローバル人材を育成するため、新規に東南アジアの大学等との協定締結を検討する。<計画番号(31)のイ>
- 学生の海外留学及び留学生の受入れ促進のための取組み
  - ・学生の留学を支援するための新たな経済支援策を検討する。<計画番号(29)のア>
  - ・短期 Japan Studies 研修の拡充に向けて協定校や県内自治体等と協議を行うとともに、効率的・効果的な実施に努める。<計画番号(31)のウ>

2　地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進

地域社会との連携を図り、地域に学ぶことを重視した教育を引き続き行うとともに、独自性のある研究及び地域の課題解決に資する研究を引き続き推進する。

主な計画

【教育】

- 各学部・学科において、熊本地震の体験および各地で発生した自然災害に基づく防災・減災や復興支援を視野に入れつつ、学生 GP 制度等も活用しながら地域の諸課題を題材とした教育の取組をさらに推進する。<計画番号(4)のア>
- 安定的に「もやいすと育成システム」を運営できるように実施・改善を図る。<計画番号(4)のイ>
- 就業力の育成を図るため、インターンシップの推進や各種セミナーを実施する。県内就職率向上のため、県等が実施するイベント等の情報発信を行う。<計画番号(18)>

【研究】

- 独自性のある研究及び地域の課題解決に貢献する研究を引き続き実施する。<計画番号(19)のア>
- 防災・減災及び復興支援に係る研究活動を引き続き実施する。<計画番号(19)のイ>

【地域貢献】

- 授業公開講座、各種公開講座等を引き続き実施する。<計画番号(27) のア>
- 本学教員による CPD プログラムの拡充を図るとともに、外部講師を積極的に活用した CPD プログラムを実施する。<計画番号(27) のウ>

3　社会や時代の状況を踏まえた対応

入試制度改革に向けた対応、学修成果の可視化、修学支援法への対応等、社会や時代の状況を踏まえた対応を着実に行う。

主な計画

【教育】

- 令和 3 年度（2021 年度）入学者選抜の見直しについて、文部科学省の方針を踏まえながら、令和 3 年度（2021 年度）入学者選抜実施方針案を策定する。<計画番号(1)のイ>
- アセスメントプラン(※)の基本的な枠組み（アウトライン）を決定する。<計画番号(8)>

  ※令和 2 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会での決定を受け、これまで本学で「アセスメントポリシー」としていたものを「アセスメントプラン」と呼称を改める。

【学生支援】

- 令和 2 年度（2020 年度）は、修学支援法に基づく予約採用者、在学予約者、在学採用希望者及び地震減免希望者が併存することになるため、学生が混乱しないよう丁寧な説明・受付を行い、申請の機会を逸しないようにする。<計画番号(15) のア>

４　その他

上記３つの重点事項に加えて、各分野において様々なことに積極的に取り組む。

主な計画

【学生支援】

- ボランティアステーションの認知度不足を解消するため、HP での情報発信等を行うとともに、ボランティア意識の涵養策を検討する。
  ＜計画番号(14)＞

【研究】

- コンプライアンス研修・研究倫理研修について、研修内容の検証・見直しを行い、適切に実施する。＜計画番号(20)のウ＞

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や社会のグローバル化、産業の技術革新などの波が急速に押し寄せ、社会経済情勢が大きく変化する中で、大学には、産業界や地域社会から、課題を発見し、それらを抽出・分析して解決する力、また、多様性を尊重し異文化を受け入れ、双方向の対話を行う力を備える人材の育成が求められている。 また、大学には、学際的な視点で最先端の学術研究を先導する研究機関としての役割も求められている。 このため、熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」のスローガンに基づき地域に貢献する公立大学として、企業や地域社会において活躍するための創造力及び実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした研究や大学独自の高度で優れた研究に取り組み、地域との連携を一層強化する必要がある。 以上を踏まえ、次の３点を基本目標に掲げ、社会経済情勢の変化や地域のニーズを敏感に捉え、学生や県民の期待に応える本県唯一の公立大学として更に発展、飛躍することを目指し、この中期目標を定める。 ・地域社会を担う人材育成の拠点としての大学 豊かな教養を備え、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる有為で、創造性豊かな人材を育成する。 ・地域社会の発展に貢献する知的創造の拠点としての大学 専門的かつ最先端の学術研究を充実させ、総合的な大学という特色を生かした学際的な研究を推進して、地域社会で発生する様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果を広く普及させ、地域社会の発展に貢献する。 ・地域社会における学習・交流の拠点としての大学 地域社会のニーズに応える学習の場を提供して、県民が必要に応じて教育を受けることができるようにするとともに、学術、教育、文化等の関係機関や海外協定校との交流・連携を推進する。			

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
◇　中期目標の期間	◇　中期計画の期間		
平成30年4月1日から令和6年3月31日まで			
◇　重点目標	◇ 重点的に取り組む事項		
第3期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定める。 ⑴ 教育の質の向上 地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。 ⑵ 熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進 熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の更なる充実を図る。	本学は、「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」を理念とし、「地域に生き、世界に伸びる」をモットーに掲げている。第３期中期計画においては、第２期に取り組んできたことの実質化を図り、国際的な視野と認識を高めるとともに、地域との幅広い協働を確立する教育研究を引き続き発展させる。また、総合性を重視しつつ、独自の専門性を十分に生かした質の高い教育研究を推進していく。 （1）国際的な視野と認識を高める教育研究の推進 地域課題に柔軟に適応し、かつ、グローバルな視点で活動できる学生を育成するプログラム「もやいすと：グローバル(仮)」を新設するとともに、学生の海外留学や留学生の受入れを促進し、相互交流や異文化理解を図り、国際的な視野と認識を高める教育研究を推進する。 （2）地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進 第2期に引き続き、熊本地震からの創造的復興への支援を含め、地域貢献を視野として、地域に学ぶことを重視し、地域課題の解決に資する研究活動を行い、また、社会人・職業人に対する教育を推進する。		

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
(3) グローバル化の推進 グローバルな視点で物事を考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。	（3）社会や時代の状況を踏まえた対応 社会や時代の状況を踏まえ、教育内容・教育方法及び教育研究組織等の検証を行い、効果的な改善・見直しにつなげるほか、業務運営の改善・効率化や防災対策の推進等についても積極的に取り組む。		
Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標	Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組		
1　教育に関する目標			
○ 公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。 ＜学士課程教育＞ ・論理的な思考かつグローバルな視点で自ら課題を設定・分析し、創造的な解決策が提示できる人材。また、総合的な判断ができる人材。 ・積極性、自律性、行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材。 ・地域社会や国際社会に興味・関心を持ち、多様性を認めることができる人材。 ・コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネットワークを形成できる人材。 ・高い職業観を持ち、主体的に自らの職業人生を構想・設計できる人材。 ＜大学院教育＞ ・国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や研究能力を応用できる人材。特に博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材。			

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
（1）入学者受入れに関する目標	入学者受入れに関する目標を達成するための取組		
①　入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学入学者選抜改革を踏まえた多様な選抜方法を活用して、大学が求める学生を確保する。 　また、大学のグローバル化を推進するため、外国人留学生の増加を図る。	（1）入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、多様な入学者選抜を行うとともに、国による高大接続改革における入学者選抜の実施方針を踏まえ、必要な入試改革に取り組む。	国による高大接続改革を踏まえた入試改革の実施（H32年度まで）	（1） ア．高等学校等からの意見収集を継続して実施し、その結果や志願状況等を分析し、選抜区分、募集人員の配分、入試科目の設定等について改善すべき点がないか検証を行う。 イ．令和3年度（2021年度）入学者選抜の見直しについて、文部科学省の方針を踏まえながら、令和3年度（2021年度）入学者選抜実施方針案を策定する。
	（2）学生の異文化交流など大学のグローバル化を推進するため、外国人留学生の受入れの現状を分析し、方策を検討してその増加に取り組む。	受入れ留学生数　30名（H32～H35年度平均） ※H29年度実績：25名	（2） ア．アンケートで明らかとなった課題に対する対応策を検討し、可能なものから実施する。また、留学生アンケートを引き続き実施する。 イ．水銀研究分野における国際的研究者の育成に資するため、水銀研究留学生の受入れを継続して行う。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
② 大学院では、高度な専門的知識及び研究能力の修得を目指す意欲あふれる人材について、積極的かつ効果的な広報活動により、学部卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。	（3） 各研究科における現状分析に基づき、学部からの内部進学者や社会人などの受入れを推進するための多彩な取組を行う。	各研究科の収容定員充足率の基準(注)達成（毎年度） （注）大学基準協会（認証評価機関）の評価基準 博士前期課程：50%以上200%未満、博士後期課程：33%以上200%未満（但し、超過については長期履修者数を考慮） ※H29年度実績 文学研究科 博士前期課程：45%、博士後期課程：75% 環境共生学研究科 博士前期課程：95%、博士後期課程：200% アドミニストレーション研究科 博士前期課程：63%、博士後期課程：42%	（3） 内部進学者や社会人などの受入れを推進するため、各研究科において、取組を行う。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
（2）教育内容・方法等に関する目標	教育内容・方法等に関する目標を達成するための取組		
①　熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する教育を推進するとともに、県内全体にわたって地域課題の解決に取り組む実践的・総合的な教育の更なる充実を図る。	（4）熊本地震の体験に基づく防災・減災や復興支援を視野としつつ、包括協定団体をはじめ地域と連携しながら、地域の諸問題を題材とした実践的な教育に取り組むとともに、地域リーダーを養成する教育プログラム「もやいすと育成システム」を完成させる。	①地域の諸問題を題材とした教育（地域志向科目・地方創生科目、学生GP等）の件数現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H29年度実績：100件 ②「もやいすと育成システム」の完成（H30年度まで）	（4） ア．各学部・学科において、熊本地震の体験および各地で発生した自然災害に基づく防災・減災や復興支援を視野に入れつつ、学生GP制度等も活用しながら地域の諸課題を題材とした教育の取組をさらに推進する。 イ．安定的に「もやいすと育成システム」を運営できるように実施・改善を図る。
②　グローバル化する社会に対応するため、英語をはじめとした外国語能力の向上を図るとともに、国際的な視野と認識を高める教育を充実する。	（5）地域課題に柔軟に適応し、グローバルな視点を持って活動できる学生を育成するプログラム「もやいすと：グローバル（仮）」を「もやいすと育成システム」に組み込む。	「もやいすと：グローバル（仮）」の構築（H32年度まで）	（5） ア．令和2年度（2020年度）以降の入学生を対象とした「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施する。 イ．熊本のグローバル化に貢献できる高度グローバル人材の育成に取り組むため、国際協力・貢献活動を組み込んだ大学院教育（博士前期課程）を行うための入学者選抜試験（令和3年（2021年）4月入学者対象）を実施する。
	（6）英語を含む外国語教育について、次のことに取り組む。 ①英語をはじめとした外国語能力の向上を図るため、必要に応じて教育課程や教育方法の改善を図る。	①TOEIC® IP受験者数 485名（H35年度） ※H28年度実績：441名 ②TOEIC® 550点（相当）以上到達者の割合　①到達目標人数の20% （H34~H35年度平均） ※H26～H28年度実績平均：16%	（6） ① ア．英語能力測定（リスニング・リーディング）を継続して実施し、1年次と2年次の英語能力の比較及び入学後2年間の英語能力推移の検証を行う。 イ．英語能力向上の方策について、リーディング能力の向上を目指すという平成31年度（2019年度）の検討結果を全学共通の英語教育へ反映させるよう図る。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
	②英語英米文学科では、英語運用能力育成と専門教育を融合させて相乗効果を上げるため、CEFR (Common European Framework of Reference for Languages) を基に教育プログラムを改良する。	①TOEFL® ITP 440点（相当）以上（CEFR B1 レベル）に到達した学生の割合70% （H35年度） ※H28年度実績：42.6% ②一般的に留学に必要とされる英語能力（TOEFL® ITP 550点（相当）以上）（CEFR B2 レベル）に到達した学生の割合20% （H35年度） ※H28年度実績：6.4% ③卒業論文を英語で執筆する学生の割合60%（H35年度） ※H29年度実績：44%	② ア. 英語運用能力育成と専門教育を融合させるため科目の内容・シラバスの検討を行う。 イ. CLILを導入しCultural Literacyを身に付けることができるか検討を行う。
	（7）学生の英語能力や学修意欲の向上を図るため、学内に日常的に英語に触れる場を新設し、カリキュラム内外で英語での多様な取組を拡充する。	①English Lounge（仮）の設置（H31年度まで） ②Café Event等の各種イベント・講座の件数 10件（開始年度から中期計画期間平均） ※H28年度実績：6件	（7） ア. 学生の英語能力の向上と国際的な視野の涵養を図るため、国際教育交流センター内に日常的に英語に触れる場である「Global Lounge」を開設し、国際教育交流コーディネーターによる英会話レッスンやチュータリング等様々な取組みを行う。 イ. 語学教育用のe-learningシステムやTOEIC® IPについて、学生に利活用を促し、学生の英語能力の向上に繋がる語学教育支援を行う。
③ 学生の学修意欲や教育効果の向上につながるよう、教育課程や教育方法等の検証・改善を行い、教育内容・方法等の質的向上を図る。特に、学生の学修時間の把握や大学での学修成果の可視化等に取り組み、学生の視点に立った教育の実現を図る。	（8）学生の学修意欲や教育効果の向上につながるよう、学修成果を可視化し、適切な評価に取り組むとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の検証・改善を行う。	学修成果の評価システムの導入 ・授業の学修成果に対する評価（H31年度まで） ・カリキュラムの学修成果の評価（H34年度(注)まで））(注)H31～H33年度対象に評価（3年毎）	（8）アセスメントプランの基本的な枠組み（アウトライン）を決定する。
	（9）キャップ制を導入し、単位制度の実質化を図る。	全学部の全学年にキャップ制の導入（H32年度まで）	（9）令和２年（2020年）４月から全学部でキャップ制を実施し、動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
	（10）「環境」を土台とし、実践力を有する管理栄養士を養成するために、専門科目を広く横断的に理解させる管理栄養士教育を行い、その質的向上を図る。	管理栄養士国家試験の平均合格率　90%以上（中期計画期間平均） ※H24～H28年度実績平均：90.3%	（10） ア．管理栄養士養成施設としての教育課程・教員組織について、現状と課題を抽出し、対応を検討する。 イ．管理栄養士国家試験対策委員会において、模擬試験等の動向と国家試験合格との相関を分析し、受験指導方法を検討するなど、試験対策の検証・改善を継続的に行う。
④　教育の質の維持向上のため、大学の特性・専門性に応じた優秀な教員を確保する。 　また、学生のニーズや社会の要請に応えるため、教員一人ひとりがより高い水準の教育を行うことができるよう能力向上を図る。	（11）各学部における中期的な人事計画による定数管理の下、専門分野、職位、資格、年齢構成等を全学的に検討する「枠取り」方式に基づき、博士号取得者の中から教員を採用することを原則とする。	―	（11）教員採用の年間スケジュール（9月に翌年度の採用人事審議、12月に翌々年度の枠取り審議）を遵守し、採用に係る審査を適切に行う。
	（12）教員の教育力の向上と授業内容・方法の改善を図るため、全学的及び学部学科・研究科の特性に応じた組織的なFDに取り組む。	FDの実施回数　20回以上（中期計画期間平均） ※H28年度実績：20回	（12）第5期FD三ヵ年計画に基づき、全学、学部、研究科においてFDを実施する。なお、全学、学部においては学修成果の可視化・体系化に関するFDを実施する。
⑤　教育研究の進展、社会の要請、学生のニーズに柔軟に応える教育を行うため、必要な実施体制を整備する。	（13）教育活動の充実に向けて、教育の実施体制を必要に応じ見直す。	諸体制の整備（H35年度まで）	（13）教育内容について議論し、教育の実施体制の検討を適宜行う。
（3）学生支援に関する目標	学生支援に関する目標を達成するための取組		
① 学生の自主性を育み人間的成長を促すため、ボランティア活動や課外活動の活性化を図るとともに、必要な支援を行う。	（14）地域におけるボランティアや課外活動、その他学生の自主性を育む諸活動の活性化に向けて支援するとともに、その活動を積極的に情報発信する。	4年生（卒業予定者）アンケート調査の「サークルやボランティア活動に対する支援」における「満足・やや満足」の割合　現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H26～H28年度実績平均：87.1%	（14）平成31年度（2019年度）に課題として把握したボランティアステーションの認知度不足を解消するため、HPでの情報発信等を行うとともに、ボランティア意識の涵養策を検討する。サークル活動についても、平成31年度（2019年度）に整理した課題への対応を検討する。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
② 学生の進学や修学にかかる経済的支援を充実し、その内容を積極的に公表する。	（15）授業料減免制度や奨学金制度などについて周知を図り、財源に応じた制度の検証を行い、必要に応じ見直しながら、きめ細かな経済支援につなげる。	4年生（卒業予定者）アンケート調査の「各種奨学金等に関する情報提供・支援」における「満足・やや満足」の割合　現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H26～H28年度実績平均：91.1%	（15） ア．令和2年度（2020年度）は、修学支援法に基づく予約採用者、在学予約者、在学採用希望者及び地震減免希望者が併存することになるため、学生が混乱しないよう丁寧な説明・受付を行い、申請の機会を逸しないようにする。 イ．学外奨学金制度の周知及び奨学金制度の検証を行う。
③ 学生が安心して学生生活を送ることができるように、心身の健康に関する相談・支援を行う。	（16）心身の健康支援に関する相談等に適切に対応し、学生を支援する。また、心身に障がいのある学生が修学するうえで必要なサポートを行うとともに、修学支援のあり方について検証し、改善を図る。	4年生（卒業予定者）アンケート調査の「学生相談体制（保健センター、オフィスアワー等）」における「満足・やや満足」の割合　現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H26～H28年度実績平均：91.6%	（16）修学支援要領に基づき、個別支援を行うにあたり、学生個人の状況に応じたきめ細かな支援を行う。また、学生のカウンセリング待機日数を極力短くするとともに、関係職員の専門性を向上することにより、学生相談に適切に対応する。
④ 地域企業や地域社会と連携したキャリア教育を推進し、学生の就業力を向上させる。	（17）社会との接続を念頭に置いたキャリアデザイン教育について検証を行い、改善を図る。	キャリアデザイン教育の検証（H32年度まで）	（17）新キャリアデザイン教育課程実施に向けた教育課程・内容・方法の検討を引き続き行う。
⑤ 学生が求める企業・就職情報の収集・提供により就職支援を充実する。特に、県内企業と学生とのマッチングやインターンシップを推進し、県内への就職を促進する。	（18）インターンシップ等を通じて就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿った就職支援を行う。また、県内への就職促進に向け、積極的に情報提供を行う。	①就職セミナー・講座の件数（中期計画期間平均）13件 ※H26～H28年度実績平均：12.7件 ②県内企業説明会への参加学生数　190名（中期計画期間平均） ※H26～H28年度実績平均：188名 ③県内就職率　現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H28年度実績：55.1%	（18）就業力の育成を図るため、インターンシップの推進や各種セミナーを実施する。県内就職率向上のため、県等が実施するイベント等の情報発信を行う。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
2　研究に関する目標	2　研究に関する目標を達成するための取組		
（1）研究の方向に関する目標	(１)研究の方向に関する目標を達成するための取組		
大学の特色ある教育や地域社会の発展のため、熊本県立大学として独自性のある研究及び地域課題の解決に役立つ研究活動を推進することとし、国内外で高く評価される研究水準を目指す。 また、熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する研究を推進する。	（19）地域資料研究、地域環境研究、食健康研究、地域づくり研究等、地域に生きる大学として独自性を持ち、地域の課題解決に貢献する高い水準の研究を推進する。並びに、熊本地震の体験に基づく防災・減災及び復興支援を視野とした研究に取り組む。また、これらを県内外に対し、効果的に発信する。	地域の課題解決に貢献する研究件数　99件以上（中期計画期間平均） ※H28年度実績：99件	（19） ア．独自性のある研究及び地域の課題解決に貢献する研究を引き続き実施する。 イ．防災・減災及び復興支援に係る研究活動を引き続き実施する。 ウ．ホームページ、公開講座、イベント、シンポジウム等のあらゆる機会を捉えて、広く情報を発信する。
	（20）研究活動の活性化に向け、科学研究費補助金への応募の義務化を継続する。	科学研究費補助金の応募率　100%（毎年度） ※H28年度実績：100%	（20） ア．科学研究費補助金の採択増と適正な執行を目指すための研修を引き続き実施する。 イ．申請時の内容チェック等の支援を引き続き実施する。 ウ．コンプライアンス研修・研究倫理研修について、研修内容の検証・見直しを行い、適切に実施する。
	（21）国内外で高く評価される研究水準の確保・維持を図るにあたり、共同研究・受託研究等の外部研究資金獲得を推進する。	外部資金獲得件数　76件以上（中期計画期間平均） ※H26～H28年度実績平均：76件	（21） ア．受託研究等の情報収集、提供を継続するとともに受託研究等と本学の研究内容のマッチングを強化する。 イ．教員からの相談対応等の充実を図る。 ウ．研究のグローバル化を推進するため、海外の研究機関等との連携強化に向けた支援を行う。
（2）研究の支援に関する目標	(２)研究の支援に関する目標を達成するための取組		
優れた研究を推進するため、組織的な研究支援を促進する。	（22）研究水準の維持向上に向け、研究活動支援等に積極的に取り組む。また、研究推進体制の検証を行い、必要に応じ見直す。	研究推進体制の検証・見直し（H31年度まで）	（22）研究支援部門の体制・運営や研究活動支援策の検証を行いつつ、支援策に係る課題解決を図る。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
	（23）研究の進展や発信に向け、学術情報基盤の充実を図る。	①学術情報リポジトリへの論文登録件数 820件（H35年度） ※H28年度実績： 701件 ②アーカイブ資料の電子化件数 650件（H35年度） ※H28年度実績：594件	（23） ア．博士論文、紀要論文の登録を継続的に実施するとともに、学術関連誌についても登録を進める。 イ．電子書籍について、試験的な導入を行い、その効果を検証する。 ウ．新たに収集するアーカイブ資料のデータ化を継続的に実施するとともに、ホームページ上での公開を適宜進める。
3 地域貢献に関する目標	3 地域貢献に関する目標を達成するための取組		
(1) 県、市町村、企業その他の団体との連携を深め、それらの団体を支援するシンクタンク機能を充実・強化する。	（24）県や市町村、企業その他の団体の様々な課題の解決を支援するため、教員の研究シーズ等を活かした研究活動を推進するとともに、専門的な知見等を有する教員を積極的に派遣する。	地域貢献研究事業の件数 現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H29年度実績：15件	（24） ア．県や市町村との地域連携・地域貢献に向けた取組を充実・強化する。 イ．県や市町村、企業その他団体の課題解決に係る助言等のために教員を積極的に派遣する。
	（25）学生の食と健康に関する理解を深める取組を推進し、地域の食育・健康に関する取組の中心的役割を担う。	食育推進体制の整備（H31年度まで）	（25） ア．新「食育ビジョン」（H30～R5）を推進する。 イ．地域住民や学生の食生活改善に資する食育活動を引き続き実施する。
(2) 大学・試験研究機関等との連携を強化して地域産業に関する共同研究等を行い、研究成果の公表や現場への普及活動等を通じて、研究成果を地域社会に役立てる。	（26）他大学・研究機関等と連携しながら、地域産業の振興に資する研究活動を行い、研究成果を発信するとともに、その成果を地域社会に還元する。	他大学・研究機関等と連携した共同研究・受託研究の件数 現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H28年度実績：32件	（26）他大学・研究機関等と連携した共同研究・受託研究を引き続き実施する。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
(3) 県民の学習ニーズに応えるため、生涯学習と専門職業人の継続的な職業能力開発の支援について、更なる充実を図る。	（27）地域の多様な生涯学習ニーズを踏まえ、広く県民の参加を得られるような各種公開講座を充実させる。また、職業人として地域社会で活躍している人材の更なる能力開発を支援するプログラムを推進する。	①授業公開講座の開講講座数　現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H29年度実績：109講座 ②各種公開講座、CPDプログラムの件数　18件以上（中期計画期間平均） ※H28年度実績：18件	（27） ア．授業公開講座、各種公開講座等を引き続き実施する。 イ．教員を派遣して地域住民や学校等の研修活動を支援する。 ウ．本学教員によるCPDプログラムの拡充を図るとともに、外部講師を積極的に活用したCPDプログラムを実施する。
４　国際交流に関する目標	４　国際交流に関する目標を達成するための取組		
(1)　国際的な知見の取得や異文化への理解を深め、グローバル化する社会において必要な素養を幅広く涵養するため、学生の国際交流を更に推進する。	（28）グローバルに活躍できる人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、自国文化・異文化に対する理解力を高めるため、海外留学・研修メニューの拡充を図る。	①協定校における海外留学・研修等への派遣学生数　20名（H32～H35年度平均） ※H28年度実績：10名 ②海外留学・研修等への派遣学生数（全体）　130名（H32～H35年度平均） ※H24～H28年度実績平均：106名	（28） ア．海外留学・研修メニューの拡充を検討するため、海外の協定校を訪問する事業を企画・実施する。 イ．協定校への留学プログラムの単位化を検討する。 ウ．英語英米文学科では、学生の留学サポートを強化する。
	（29）学生の留学を支援するための経済支援拡充に向けた取組を行う。また、海外滞在時の危機管理対策を拡充する。	①留学に係る経済支援策の検証・整備（H31年度まで） ②海外派遣中の学生に対する危機管理マニュアルの策定及び危機管理対応システムの構築（H31年度まで）	（29） ア．学生の留学を支援するための新たな経済支援策を検討する。 イ．危機管理オリエンテーションを開催し、海外滞在時の留意点を説明するとともに、私費留学生に対しても、海外留学危機管理サービスへの加入を勧奨する。
	（30）学生の国際的視野の涵養と国際感覚の向上を目途に、学内外で国際交流団体等との国際交流や異文化理解の機会を拡充する。	学内外における交流事業への参加学生数　のべ150名（H35年度） ※H29年度実績：のべ106名	（30）学内外の様々なイベントの機会を通じて、学生の国際的視野の涵養や国際感覚の向上を図る。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
(2) 外国人留学生の受入れを促進するために、積極的かつ効果的な情報発信や受入体制の充実を行うとともに、グローバル化に対応した教育研究環境の整備を推進する。	（31）留学生の受入れ環境の整備を推進するとともに、協定校との派遣・受入れの相互交流拡充を図る。	新規受入れプログラムの構築（H32年度まで）	（31） ア．国際交流を計画的に進めるため「国際戦略」を策定する。 イ．地域に貢献できるグローバル人材を育成するため、新規に東南アジアの大学等との協定締結を検討する。 ウ．短期Japan Studies研修の拡充に向けて協定校や県内自治体等と協議を行うとともに、効率的・効果的な実施に努める。
(3) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、諸外国の大学等との連携を深め、研究者交流、国際共同研究等を推進する。	（32）協定校をはじめとする海外大学等との間で、研究者交流や共同研究等を行うことにより、教育研究のグローバル化を図る。	海外大学等との学術交流・研究活動等の件数　35件（中期計画期間平均） ※H29年度実績：32件	（32）教育研究のグローバル化を図るため、各学部・学科において学術フォーラム等を計画的に実施する。
Ⅱ　業務運営の改善・効率化に関する目標	Ⅱ　業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組		
1　大学運営の改善に関する目標	1　大学運営の改善に関する目標を達成するための取組		
理事長と学長のリーダーシップのもと、社会状況の変化に対応するため、柔軟かつ機動的な大学運営を推進する。	（33）経営を司る理事長と学務を司る学長のもと、政策的かつ効果的な大学運営に努めるとともに、社会状況の変化に適切に対応する。	—	（33）理事長、学長のリーダーシップのもと、大学の運営状況を検証しながら、大学を取り巻く社会の変化に適切に対応するために必要な対策を講じる。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
2　教育研究組織の見直しに関する目標	2　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための取組		
社会の要請に積極的に応えるため、学部学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直す。	（34）総合性と専門性のバランスを考えた知の形成に向け、学部学科、研究科及び附属機関等のあり方について検討し、必要に応じ見直す。	―	（34）学部学科、研究科及び附属機関等のあり方の検証を行い、必要に応じ見直しを進める。
3　人事に関する目標	3　人事に関する目標を達成するための取組		
大学の業務全般について適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の大学運営に対する積極的な参加を推進するとともに、適正な人事・評価を行う。	（35）教職員に必要な知識・技能の習得及びその能力・資質の向上のため、SDを計画的に実施する。	教職員を対象としたSDの実施回数　3回以上（中期計画期間平均） ※H29年度実績：3回	（35）教職員に必要なSDを適時かつ計画的に実施する。
	（36）教員の教育研究活動について、個人評価制度等により点検・評価を行い、改善に努める。	個人評価の実施　2年に1回（中期計画期間）	（36）平成31年度（2019年度）分の個人評価を実施する。
	（37）女性の教員比率を高める取組を推進し、女性教員比率を20%以上となるよう努める。	女性教員（常勤）比率　20%以上（中期計画期間平均） ※H29年度実績：20.2%	（37）女性教員の比率の維持に努めるとともに、男女共同参画及び女性の活躍に関する情報提供を積極的に行う。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
	（38）プロパー職員の人材育成と活用を図るため、研修計画に基づいた研修を実施し、適正な配置に努める。	プロパー職員１名あたりの学外研修受講回数年1回以上（中期計画期間平均） ※H29年度実績：0.8回 （のべ8回/10名）	（38）研修計画に基づく研修を実施するとともに、実施後における検証を行う。
４ 事務等の効率化・合理化に関する目標	４ 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組		
事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。	（39）現在の事務組織体制において、簡素化・合理化するもの並びに重点化するものを見定め、大学運営の効率化を図る。	①業務改善の件数 100件（中期計画期間累計） ②時間外勤務時間 職員１名あたり平均10%減（H35年度、H29年度比） ※H28年度実績：平均27.3時間（職員１名、１月あたり）	（39）事務の効率化を図るため、引き続き各所属に業務改善につながる取組の実施を促し、事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組		
１ 自己収入の増加に関する目標	１ 自己収入の増加に関する目標を達成するための取組		
安定的な財政基盤を確立するため、授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保に努める。	（40）入学志願者数の高い水準を維持し、授業料の確実な徴収に努め、学生納付金の収入確保を図る。また、学生納付金については、社会状況の変化や他大学の動向等を総合的に勘案のうえ、必要に応じて改定する。	①学部志願者数平均 2,000名以上（中期計画期間平均） ※H28～H29年度実績平均：2,268名 ②学納金の収納率 99.9%以上（中期計画期間平均） ※第2期中期計画期間実績（見込）平均：99.9%	（40） ア. 入学志願者数の維持を図るためオープンキャンパスや進学相談会といった入試広報に取り組むとともに、入試内容において志願者増加に向けて改善等すべき点がないかの分析・検討等を行う。 イ. 滞納や徴収猶予、分納等の学生に、適時・適切に対応し、確実な徴収に努める。また、学生納付金については、国立大学等の動向を調査し、改定の要否等について検討する。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
	（41）教育や研究、地域貢献の維持・充実を図るための財政的基盤の強化として、外部資金の獲得に努める。	外部資金の金額　現在の水準を確保 ※H24～H28年度実績平均：94,608千円	（41）外部資金獲得のための支援策を引き続き実施する。
	（42）熊本県立大学未来基金について、本学独自の教育研究活動を充実させるため、積極的に広報活動を行うとともに、効果的に活用する。	熊本県立大学未来基金のあり方の検討・見直し（H31年度まで）	（42） ア．熊本県立大学未来基金への寄付金を確保するため、ホームページや広報誌等での積極的な広報を行う。また、奨学金等、教育研究活動の充実に資する活用を図る。 イ．本学の教育の質の向上に資する事業を実現させる財源となる未来基金のあり方の検討において、実施すべきとされた事柄について取組む。
2　経費の抑制に関する目標	2　経費の抑制に関する目標を達成するための取組		
既に実施している経費節減等の取組を検証しつつ、大学の業務全般についてより効率的な運営に努め、経費の抑制を図る。	（43）将来にわたり健全な財政運営を継続するため、経費節減の取組を点検・改善するとともに、教職員への不断の意識づけにより、経費節減を促す等、効率的な運営及び経費の抑制を行う。	①電力使用量　年間400万kwh以下（中期計画期間平均） ※チラー（空調)が稼動した場合のH24～H28年度推計値平均：年間402万kwh ②ガス使用量　年間160千m3以下（中期計画期間平均） ※H28年度実績：年間166千m3	（43）エコ・アクションプランに基づき、電力使用量抑制のため、大学全体での節電に努めるとともに、屋内外の照明のLEDへの移行等を進める。また、老朽化した空調設備の適切な維持補修などにより、環境に配慮した整備を行うとともに経費の抑制に取り組む。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
Ⅳ　自己点検・評価及び情報提供に関する目標	Ⅳ　自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組		
1　評価の充実に関する目標	1　評価の充実に関する目標を達成するための取組		
自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者機関の評価を受け、これらの評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するという組織的なマネジメントサイクルを充実させる。	（44）内部質保証の観点から、自己点検・評価を行い、外部評価である法人評価及び認証評価を受け、それらの結果を爾後の改善・向上につなげるとともに、適切に公表する。また、自己点検・評価に係る方針・体制を検証し、必要に応じ見直す。並びに、令和4年度に認証評価を受審し、次期（第４期）中期計画への反映を検討する。	①認証評価の受審（H34年度まで） ②自己点検・評価に係る方針及び体制の検証（H31年度まで）	（44） ア．平成31年度（2019年度）計画に係る業務実績について、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い公表する。また、その結果及び法人評価結果を踏まえて令和2年度（2020年度）計画の進行管理及び令和3年度（2021年度）計画の策定を行う。 イ．前回受審の認証評価結果について改善報告書を提出するとともに、令和4年度（2022年度）の認証評価受審への対応として、各学部・研究科等で認証評価機関の基準に基づく自己点検を実施する。 ウ．平成31年度（2019年度）におけるチェックリスト見直し後の運用状況や指導、指導した事項の実施状況の確認を行い、必要に応じて更なる改善等を図り、教育の質の向上に取り組む。
2　情報公開、情報発信等の推進に関する目標	2　情報公開、情報発信等の推進に関する目標を達成するための取組		
大学の組織運営及び教育研究活動等の実績等については、積極的に情報を公開・発信し、社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。	（45）戦略的な広報により、特色ある教育研究の活動の取組とその成果を積極的に発信する。また、法人運営に関する重要な情報をわかりやすく公開・発信し、社会に対する説明責任を果たす。	ホームページでの広報及び報道機関への発信件数　150件以上（H35年度） ※H26～H28年度平均：123件	（45） ア．広報戦略を踏まえた広報活動を推進する。 イ．ホームページや各種冊子等様々な広報媒体を活用し、積極的に情報発信を行う。 ウ．社会に対する説明責任を果たすため、法人運営に関する情報や学校教育法に基づく教育情報の公表を適切に行う。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標	Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組		
1　施設設備の整備・活用等に関する目標	1　施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組		
既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修により良好な教育研究環境を保持するとともに、施設設備の有効活用を推進する。 なお、整備改修に当たっては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。	（46）新たな施設設備保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、施設設備の適正な維持管理と計画的な整備改修により、長寿命化に努め、良好な教育研究環境を保持する。また、維持改修等にあたっては、安全性の確保と可能な限りバリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に配慮する。	施設設備保全計画を踏まえた年度計画上の施設設備の整備率　100%（※金額ベース（入札残を除く））（中期計画期間） ※H28年度実績：83.4%（地震により一部中止）	（46）施設設備保全計画、機器更新計画に基づき、優先度の高い設備を抽出し、計画的に改修工事を進める。
2　安全管理に関する目標	2　安全管理に関する目標を達成するための取組		
（1）学生の個人情報をはじめとする情報管理及びリスク管理を徹底する。	（47）個人情報の保護や学内の情報資産の保全のため、組織の見直しを行うとともに、啓発事業や運用管理等の情報セキュリティ対策を強化する。	情報セキュリティ研修会の受講率　100%（毎年度） ※H28年度実績：100%	（47）情報セキュリティポリシー等をもとに、教職員に対する情報セキュリティ研修を必須研修として実施し、情報ネットワークの適切な取扱いの徹底を図る。
（2）自然災害や火災、設備事故等のあらゆる災害に備えて防災対策を強化するとともに、大学における事業継続計画（BCP）を策定する。	（48）熊本地震の経験を踏まえ、大学施設・設備の耐震・防災的観点からの維持管理を推進し、防災資材の備蓄充実や事業継続計画（BCP）の策定、避難訓練や安全管理の啓発等、防災対策を強化する。	事業継続計画（BCP）の策定（H31年度まで）	（48） ア．施設等の改修にあたっては、耐震・防災的観点に着目して設計施工する。また、防災資材・食糧の備蓄計画（H30～R5）に基づき、水・食糧・毛布等の備蓄充実を計画的に進める。 イ．事業継続計画（BCP）について、適切な見直しを行う。 ウ．防災訓練を引続き実施する。
（3）教職員の心身の健康保持増進に努め、快適な職場環境の形成を促進する。	（49）教職員の心身の健康相談の実施や健康管理に関する意識啓発活動により、快適な職場環境づくりを進める。	ストレスチェックの提出率　80%以上（中期計画期間平均） ※H28年度実績：77.6%	（49） ア．衛生委員会を毎月開催し、必要に応じた施策等の見直しを行う。 イ．健康管理等に係る研修会を実施する。 ウ．受動喫煙防止のための措置を継続する。

第3期中期目標 （H29.12.27設立団体の長指示）	第3期中期計画 （H30.3.27設立団体の長認可）	検証指標	令和2年度（2020年度）計画
３　人権に関する目標	３　人権に関する目標を達成するための取組		
人権尊重に関する啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的な取組を進める。	（50）学生及び教職員に対して、様々なハラスメント等の人権侵害に関する啓発を行うとともに、相談体制の周知・充実に取り組む。	効果的な研修体制の検討・見直し、実施（H30年度まで）	（50）人権研修会や相談体制について、更なる充実に取り組む。

第3期中期計画
（H30.3.27設立団体の長認可）

Ⅵ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　予算

平成30年度～平成35年度　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
授業料収入	6,449
入学金収入	836
検定料収入	240
受託研究等収入	270
寄附金収入	89
補助金等	196
運営費交付金	6,172
雑収入	242
目的積立金取崩	197
計	14,691
支出	
教育研究経費	10,934
一般管理費	3,487
受託研究費等	270
計	14,691

［人件費の見積り］
中期目標期間中総額8,424百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注1）人件費の見積り額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。
注2）退職手当については、公立大学法人熊本県立大学が定める規程に基づいて支給することとし、各年度の定年退職者及び自己都合退職者について試算している。
注3）運営費交付金の算定方法
運営費交付金
＝標準的支出―標準的収入＋退職金＋大規模修繕費＋夢教育等特別交付金
注4）運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については予算編成過程において決定される。
注5）受託研究等収入及び補助金等については、各事業年度の採択状況に応じ大きく変動するため過去の実績等を踏まえ試算している。

2　収支計画

平成30年度～平成35年度　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	14,318
経常費用	14,318
業務費	12,310
教育研究経費	3,249
受託研究費等	270

令和2年度（2020年度）　年度計画（案）

Ⅵ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1　令和2年度（2020年度）予算（令和2年10月変更）

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
授業料収入	1,011
入学金収入	133
検定料収入	44
受託研究等収入	36
寄附金収入	11
補助金等	17
運営費交付金	1,196
雑収入	59
目的積立金取崩	173
計	2,680
支出	
教育研究経費	1,910
一般管理費	734
受託研究費等	36
計	2,680

［人件費の見積り］
期間中総額1,466百万円を支出する。（退職手当は除く。）

2　令和2年度（2020年度）収支計画（令和2年10月変更）

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	2,692
経常費用	2,674
業務費	2,288
教育研究経費	738
受託研究費等	36

役員人件費	378
教員人件費	6,000
職員人件費	2,413
一般管理費	696
財務費用	90
雑損	0
減価償却費	1,222
臨時損失	0
収入の部	14,318
経常収益	14,318
授業料収益	6,442
入学金収益	836
検定料収益	240
受託研究等収益	270
寄附金収益	89
補助金等収益	196
運営費交付金収益	5,621
雑益	242
資産見返負債戻入	382
資産見返運営費交付金戻入	280
資産見返寄附金戻入	25
資産見返物品受贈額戻入	4
資産見返補助金等戻入	73
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注1)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
注2)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3　資金計画

平成30年度～平成35年度　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	15,084
業務活動による支出	12,992
投資活動による支出	756
財務活動による支出	929
次期中期目標期間への繰越金	407
資金収入	15,084
業務活動による収入	14,494
授業料収入	6,449
入学金収入	836
検定料収入	240
受託研究等収入	270
寄附金収入	89

役員人件費	66
教員人件費	971
職員人件費	477
一般管理費	176
財務費用	15
雑損	0
減価償却費	194
臨時損失	18
収入の部	2,610
経常収益	2,591
授業料収益	1,136
入学金収益	133
検定料収益	44
受託研究等収益	36
寄附金収益	11
補助金等収益	17
運営費交付金収益	1,090
雑益	59
資産見返負債戻入	65
資産見返運営費交付金戻入	45
資産見返寄附金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	1
資産見返補助金等戻入	14
臨時利益	18
純利益	▲ 82
目的積立金取崩額	82
総利益	0

3　令和2年度（2020年度）資金計画（令和2年7月変更）

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	3,285
業務活動による支出	2,397
投資活動による支出	168
財務活動による支出	145
翌年度への繰越金	575
資金収入	3,285
業務活動による収入	2,507
授業料収入	1,011
入学金収入	133
検定料収入	44
受託研究等収入	36
寄附金収入	11

補助金等収入	196
運営費交付金収入	6,172
雑収入	242
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	590

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

Ⅹ その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　　源
施設大規模改修、研究機器等更新	756	運営費交付金、自己収入

注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

なお、各事業年度の運営費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

Ⅱ「業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組」の3「人事に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし。

補助金等収入	17
運営費交付金収入	1,196
雑収入	59
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	778

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

Ⅹ その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　　源
施設及び教育研究機器等の整備	178	運営費交付金、積立金

2 人事に関する計画

Ⅱ「業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組」の3「人事に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。